

農薬危害防止月間に際しての要望に対する回答

農薬取締法の目的には「農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与すること」とあることを踏まえ、以下の要望をします。

1、農薬取締法について

(1) 農薬取締法には、「人畜に害（又は危険）を及ぼす」「人畜に有害」「人畜に被害を生ずる」などの文言がありますが、「畜」の定義が明示されていません。定義を明確にした上、農薬が「人畜」以外に及ぶことから、広く被害を防止してください。

(回答)

農薬取締法において「畜」の定義は規定していませんが、牛・豚等に加え、蚕、養蜂家が飼育している蜜蜂も含まれるものと考えています。農薬登録に際しては、有用生物として、蜜蜂、蚕等に対する毒性試験成績を要求しているところです。

農薬に含まれる有効成分の蜜蜂に対する毒性が高い場合には、当該農薬の容器に蜜蜂に関する使用上の注意事項を付すこと、当該農薬を散布する際には養蜂家に事前に周知すること等により蜜蜂の農薬への暴露を防ぎ、被害の防止を図っているところです。

また、現行法においては、「国民の生活環境の保全に寄与すること」が法の目的として規定されており、農薬登録の際、農薬による水産動植物への被害の未然防止のため、水産動植物に対する毒性試験成績の提出を求めているところです。

農薬の生態系への影響評価に関しては、必要に応じ、新たな研究・調査の結果や国際的な状況を鑑みながら、環境省と連携し対応していきたいと考えます。

(2) 毒性や残留性のある農薬が人や環境・生態系にもたらす影響が大きいことから、第二条（農薬の登録）や第七条（製造者及び輸入者の農薬の表示）の条項で、登録の製造者又は輸入者に「使用上の注意」の記載を求めています。農薬使用者に対しても、農薬使用にあたり「使用上の注意」を遵守すべき義務を明らかにし、必要に応じて法的に処罰すること検討してください。

(回答)

農薬取締法第七条に基づく、容器に表示しなければならない事項のうち、「使用上の注意事項」には、薬剤の調製方法、散布方法、他の薬液との混合の可否など、農業者が使用にあたって注意すべき事項が記載されています。これらの注意事項は、使用する現場の状況に応じて、多岐にわたる内容のため、遵守義務とすることは馴染まないと考えます。

一方で、農薬の使用時期、使用回数等の事項については、「使用方法」として容器に表示しなければならないが、残留農薬等による被害の防止のため、遵守事項としています。

なお、農薬危害防止運動においても、農薬の使用にあたっては、ラベルをよく確認し、使用するよう指導しているところであり、引き続き、農薬の適正使用の推進に努めてまいります。

2、通知「住宅地等における農薬使用について」について

(1) 住宅地周辺では、植栽管理に農薬を使用しないで、物理的、耕種的、生物的防除法を優先した手法をとるよう、管理者や農薬使用者に義務づけてください。

(回答)

住宅地周辺において農薬を使用する場合やその方法は、状況に応じて様々であるため、法令上の義務化には馴染まないと考えます。このため、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知（以下、「住宅地通知」という。）の一層の周知・徹底に努めていくこととしています。

住宅地通知の別紙「住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項」の1(1)及び(2)並びに2(1)において、物理的、耕種的、生物的防除を優先して実施するよう掲げており、その取組が遵守されるよう本年度の農薬危害防止運動においても指導事項として位置づけています。

(2) 万一、植栽管理に使用する場合は、有機リン、ネオニコチノイド、ピレスロイドなど神経毒性のある農薬の散布は止め、管理者や農薬使用者には、周辺地域への散布周知を義務づけてください。

(回答)

農薬は定められた使用方法を遵守すれば人畜等に害を及ぼすおそれがないよう、登録前の審査において、種差及び個体差による不確実性も考慮した上で、神経毒性を含む様々な毒性について動物を用いた試験の結果などの科学的知見に基づき評価を行い、登録しています。また、この評価を見直す必要があるような新たな科学的知見が得られた場合には、有機リン系農薬、ピレスロイド系農薬及びネオニコチノイド系農薬に限らず、登録の変更や取消しも検討することになります。

また、事前周知については、住宅地通知の別紙「住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項」の1(7)及び2(5)において、周辺住民に対する事前周知について規定していますので、地方公共団体等を通じて、関係者への周知・徹底を指導してまいります。

3、クロルピクリンの使用について

2009～2015 年度における土壌くん蒸剤クロルピクリン（以下、クロピク）被害は明らかになったものだけで、75 事例（うち圃場漏洩による住民被害数 130 人以上）あります。これらは、いずれも、眼鼻喉の刺激を受ける急性症状で、気中濃度が 1.1 ppm を超える汚染があった結果です。動物実験による無毒性量は 0.018 ppm との報告もあり、散布地周辺の住民の慢性的健康被害の実態もわかりません。そこで、以下の要望をします。

(1) 住宅地周辺ではクロピクの使用を禁止し、代替法をとることを義務付ける。

(回答)

クロルピクリンについては、周辺住民の健康被害の発生に十分留意すること等を農薬の使用上の注意事項に含めているところであり、被害を未然に防止すべく、人家に隣接する畑での使用は避ける等の指導も行われているところです。引き続き、クロルピクリンによる健康被害が発生しないよう、適正使用の周知徹底に努めてまいります。

生産者が生産現場の実情にあった適切な防除方法を選択できるよう、土壌病害虫や雑草の防除手段として、総合的病害虫防除・雑草管理（IPM）技術の普及を図っているところです。

例えば、「第 21 回 農作物病害虫防除フォーラム（平成 27 年 12 月 9 日開催、植物防疫課主催）」では、土壌還元消毒の消毒メカニズムと実践事例について、（公財）園芸植物育種研究所 門馬研究員より紹介されています。

http://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/boujyo/151209_forum2.html

(2) 土壌処理によるクロピク的生活環境汚染防止のため、使用地域では、行政や農業者、一般住民や環境保護団体などが話し合う場を設けて、クロピクに頼らない手法の推進を検討する。

(回答)

クロルピクリンは、揮発性がかつ粘膜への刺激が強いため、使用後速やかに土壌をポリエチレンシート等で被覆すること、特に住宅地周辺では朝夕の温度の低い時間帯及び、住宅地が風下になる場合は処理を控え、厚めの被覆資材を用いるなど、周辺住民の健康被害の発生に十分留意することを農薬の使用上の注意事項に含めているところです。さらに、使用場面では人家に隣接する畑での使用は避ける等の指導も行われているところであり、引き続き、適正使用の周知の徹底に努めてまいります。

また、生産者が生産現場の実情にあった適切な防除方法を選択できるよう、土壌病害虫や雑草の防除手段として、化学合成農薬のみに依存することなく、総合的病害虫防除・雑草管理（IPM）技術の普及を図っているところであり、クロルピクリンに頼らない手法に関する防除技術について適宜機会を設けて紹介してまいります。

(3) 10a以上のほ場でクロピク処理を実施している地区での環境調査を行う。

(回答)

環境省より、「クロルピクリンについては、今後、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準値を定めるための審議を行う予定であり、その結果、環境中への影響が懸念される場合には河川等におけるモニタリング調査の実施を検討したいと考えています。」との見解を伺っています。

(4) 現在、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」で、努力規定になっている被覆を義務規定にする。

(回答)

被覆を要する農薬であるクロルピクリンについては、周辺住民の健康被害の発生に十分留意することを農薬の使用上の注意事項に含めるとともに、本年度の農薬危害防止運動において、土壌くん蒸剤の使用に当たったの安全確保の徹底について、特に指導する事項に位置づけるなどして、適正な使用が徹底されるよう指導してまいります。

4、植物防疫法に基づく「プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令」及び「プラムポックスの緊急防除に関する告示」関連について

(1) P P V防除対策では、「住宅地通知」を遵守してください。

(回答)

PPVの防除対策は感染樹を伐採するとともに、PPVを媒介するアブラムシの防除が有効な手段となります。住宅地においても寄主となるウメ等は多数植栽されており、PPVのまん延を防止するためには当該地域においてもアブラムシの防除が必要となっております。

防除に際しては農薬取締法に基づき登録されている薬剤をラベルどおりに使用するとともに、例えば、青梅市では、アブラムシ防除に際して住民の方へ回覧板や町内放送等により事前通知を実施し、農薬散布時は風向き等を考慮するとともに飛散防止のネットを適宜使用するなど飛散防止に努めております。国としてもアブラムシ防除が安全・適切に実施されるよう今後とも指導に努めてまいります。

(2) 緊急防除指定地域の一般住宅や公共施設等において、国はP P Vの感染媒介虫アブラムシ駆除のための農薬散布をやめ、他の対策をとってください。

(回答)

植物防疫法に基づくPPVの緊急防除区域に新たに指定された地域においてはまん延防止を目的としてアブラムシの防除を実施する必要があります。

防除の対象となる植物が広範囲に多数存在する状況の下では、防除効果が即効的で確実である農薬による防除を実施することとしました。農薬の使用に際しては、引き続き、農薬取締法に基づく適切な使用を指導してまいります。